

令和元年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和元年 11 月 22 日（金） 午前9時 から 午前10時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
欠	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	欠	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	鳥巢 良和
主 査	根木原 英一
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 査	板山 智典（串良総合支所産業建設課）
主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

[その他]

- ・農業まつり「農業委員会相談コーナー」実績報告について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 有村 隆 委員 ・ 榎原 辰夫 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年 11月 22日 (金) 開会 午前9時 閉会 午前10時10分

鹿屋市役所 7階大会議室

(開会)

- 局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。
- 議長 ただいまから、令和元年度第8回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。
- 局長 本日の委員の欠席は、ございません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。推進委員の欠席は、大園委員、入佐委員の2名です。
- 鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。
- 議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号18番の有村委員と、19番の榎原委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福島主査を指名いたします。これより議事に入ります。
- 議長 1頁、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 下原 議案第64号、1頁から16頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和元年11月25日です。合計面積は、15万5千344㎡、うち更新分8万6千120㎡、内訳、田2万331㎡、畑13万5千13㎡です。利用権を設定する者40人、設定を受ける者26人です。始期は、いずれも令和元年12月1日です。期間は、5年、6年、10年、20年です。次の3頁から13頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。
- 初めに3頁です。1番から5頁の13番までは、設定期間が5年です。3頁、1番から4番までは全て、賃借権で新規設定。
- 次に4頁、5番から7番までは全て、賃借権で新規設定。8、9番は、賃借権で再設定。
- 次に5頁、10番から13番までは全て、賃借権で再設定。
- 次に6頁、14番から9頁の27番までは、設定期間が6年です。6頁、14番から16番までは全て、賃借権で新規設定。17番は、賃借権で再設定。
- 次に7頁、18番から20番までは全て、賃借権で再設定。
- 次に8頁、21番から23番までは全て、賃借権で再設定。
- 次に9頁、24番から27番までは全て、賃借権で再設定。次の28番から12頁の40番までは、設定期間が10年です。9頁、28番は、賃借権で新規設定。
- 次に10頁、29番から31番までは全て、賃借権で新規設定。32番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。
- 次に11頁、33番は、使用賃借権で新規設定。34番、35番は、賃借権で新規設定。36番、37番は、賃借権で再設定。
- 次に12頁、38番、39番は、賃借権で再設定。40番は、使用賃借権で再設定。次の41番、13頁の42番は、設定期間が20年です。12頁、41番は、使用賃借権で新規設定。
- 次に13頁、42番は、使用賃借権で新規設定。以上です。
- 議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番から5頁、13番までの5年もの13

件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に6頁、14番から9頁、27番までの6年もの14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に9頁、28番から12頁、40番までの10年もの13件ですが、10頁、32番が農業員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に退席をいただき審議します。

(永山委員：退席)

10頁、32番について事務局の説明をお願いします。

下原 10頁の32番は、借人永山委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 永山委員に係る10頁、32番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(永山委員：着席)

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの10年もの12件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に12頁、41番から13頁、42番までの20年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に14頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」事務局の説明をお願いします。

下原 所有権移転について、14頁から16頁です。14頁で説明します。公告年月日は令和元年11月25日、合計面積は、畑1万14㎡です。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者4人です。15頁をご覧ください。1番から16頁の4番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したものの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に17頁、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第65号、17頁から23頁です。23頁で説明します。今回は、所有権移転24件です。内訳は、田11筆、8千737㎡、畑43筆、6万8千249㎡、他1筆、714㎡、計55筆、7万7千700㎡です。

初めに、17頁です。1番は、畑1万250㎡の売買です。2番は、畑136㎡の売買です。3番は、畑2千843㎡の売買です。4番は、畑236㎡の売買です。

次に 18 頁、5 番は、次の頁にかけて、畑 2 万 4 千 535 m²の贈与です。

次に 19 頁、6 番は、畑 1 千 741 m²の売買です。7 番は、次の頁にかけて、畑 5 千 156 m²の売買です。

次に 20 頁、8 番は、田 565 m²の売買です。次の 9 番、10 番は、持分がそれぞれ 2 分の 1 である畑 2 千 997 m²の贈与です。11 番は、田 1 千 809 m²の売買です。

次に 21 頁、12 番は、畑 2 千 236 m²の売買です。13 番は、畑 2 千 980 m²の売買です。14 番は、畑 1 千 983 m²の売買です。15 番は、田 1 千 24 m²の売買です。16 番は、田 872 m²の売買です。

次に 22 頁、17 番は、田 961 m²の売買です。18 番は、田 724 m²の売買です。19 番は、田 782 m²、畑 2 千 8 m²、他 714 m²、計 3 千 504 m²の贈与です。20 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に 23 頁、21 番から 24 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、22 頁、20 番が、鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席いただき審議します。

(福元副会長：退席)

22 頁、20 番について事務局の説明をお願いします。

下原 22 頁の 20 番は、譲受人福元副会長が所有権移転の贈与を受けるもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る 22 頁、20 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

引き続き調査がなされていますので、23 頁、21 番を上野委員に、22 番から 24 番までを牧之瀬委員に報告をお願いします。

上野 議席番号 17 番の上野です。去る 11 月 14 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

23 頁、21 番ですが、下限面積の調査です。申請者は、長年農業に従事していますが。今回、姪から農地の贈与を受けるものです。取得する農地には、露地野菜を作付けすることでした。作業に必要な農機具は、トラクターは親戚から借受け、他一式は所有していました。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3 条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

牧之瀬 議席番号 12 番の牧之瀬です。去る 10 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

23 頁、22 番ですが、関連がありますので、23 番、24 番まで併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は、今まで鉄工業を営んでいて、農業も長年従事していましたが、鉄工業の経営を息子に引継ぎをしたとのことでした。農業に専念するとのことでした。作業に必要な農機具はトラクター等、一式所有していました。取得する農地には、甘しょ、水稻

を作付けするとのことでした。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました23件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に24頁、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第66号、24頁です。今回は2件、畑2筆、2千525㎡となっています。

1番は、牛舎、サイロ置場、運動場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。2番は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。24頁、2番が、議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席いただき審議します。

(有村委員：退席)

調査がなされていますので、24頁、2番を園田委員に、報告をお願いします。

園田 議席番号14番の園田です。去る11月14日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

24頁の2番ですが、申請地は、輝北町日新公民館の北西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、子が農業を開始するため、自己所有地に牛舎、堆肥舎、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、2番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告がありました。有村委員に係る24頁、2番の1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可意見と決定しました。

残りの1番の1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に25頁、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第67号、25頁から30頁です。30頁で説明します。今回は、26件、畑29筆、3万7千910㎡となっています。

25頁をご覧ください。1番は、アパート、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。2番は、一般住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。次の4番から26頁の6番までは、堆

肥舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に26頁、7番から30頁の26番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、26頁、7番から27頁、11番までを郷原委員に、27頁、12番から28頁、18番までを本村委員に、29頁、19番から22番までを園田委員に、29頁、23番から30頁、26番までを田村委員に報告をお願いします。

郷原 議席番号11番の郷原です。去る11月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、26頁の7番ですが、申請地は野里町岡泉公民館の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の農地所有適格法人の役員で、申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の線香原料の製造業者で、倉庫兼加工場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に9番ですが、申請地は野里小学校の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は、市外の建築業の法人で、申請地に住宅展示場を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に27頁の10番ですが、申請地は小野原町公民館の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は、県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、申請地は、隣接地より2m高い土地であり、5mほど後退が必要なため、理由書を添付しての申請です。

以上、7番から11番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

本村 推進委員の本村です。去る11月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、27頁の12番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外に在住で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のい

ずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、28頁の15番まで関連がありますので、併せて報告します。申請地は大浦町公民館の北西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に16番ですが、申請地は文化会館の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の整骨院等を経営する法人で、店舗（美容院、整骨院）、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に17番ですが、申請地は農業高校の東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は、市内の会社員で申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に18番ですが、申請地は農業高校の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の農産物の集荷・販売業の法人で、申請地に駐車場、倉庫を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、駐車場、倉庫は、平成19年頃に設置され、利用していたことから、始末書を添付しての申請になります。

以上、12番から18番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

園 田 議席番号議席番号14番の園田です。去る11月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、29頁の19番ですが、申請地は工業高校の東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に20番ですが、申請地は工業団地の西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に21番ですが、22番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は吾平小学校の南西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備

する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、19番から22番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 村 推進委員の田村です。去る11月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、29頁の23番ですが、申請地は、吾平町下名小学校の東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅、駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に30頁の24番ですが、25番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は申良町上小原小学校の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅8棟、通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に26番ですが、申請地は下高隈町吉ヶ別府公民館の西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、23番から26番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、25頁から30頁までの許可申請26件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に31頁、議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案68号、31頁から44頁です。32頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は12件で、畑3万6千676㎡となっています。次の33頁から44頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、31頁1番から6番までを新原委員に、7番から32頁、12番までを蔵ヶ崎委員に報告をお願いします。

新 原 議席番号7番の新原です。去る11月13日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、31頁の1番ですが、周辺図等は33頁をご覧ください。農振除外の申し出です。

申出地は、高牧自治会公民館の南西に位置し、10ha以上の農地の広がり無く、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地を山林として管理する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は34頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、高牧自治会公民館の南西に位置し、10ha以上の農地の広がり無く、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に太陽光発電施設を整備する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は35頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、高牧自治会公民館の西に位置し、10ha以上の農地の広がり無く、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に太陽光発電施設を整備する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は36頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋東中学校の西に位置し、10ha以上の農地の広がり無く、都市計画用途地域から500m以内に位置しているため、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の歯科診療所を営む方で、申出地に既存の歯科診療所の増設と駐車場を整備する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は37頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、旭原公民館の南東に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市内で競走馬等の育成牧場を経営している方で、申出地に畜舎を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を建設する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は38頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、旭原公民館の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内で廃棄物処理等を行う法人で、申出地に、隣接する法人敷地の整備により不足する従業員用駐車場を整備する計画です。申出地は、既存施設に隣接して施設を拡張する計画であり、拡張部分の面積が既存施設の2分の1を超えないため、第1種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

以上、1番から6番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

藏ヶ崎 推進委員の藏ヶ崎です。去る11月13日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、31 頁の 7 番ですが、周辺図等は 39 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、大隅縦貫道東原インターチェンジの南に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、大崎町の農家の方で、申出地に農家住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に 8 番ですが、周辺図等は 40 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、鹿屋市畜産環境センターの西に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市内の農業を営む方で、申出地に農業用廃ビニール置場と倉庫を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。ただし、既に廃ビニール置場になっていることから、始末書の提出が必要と思われれます。

次に 9 番ですが、周辺図等は 41 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、輝北総合支所の北西に位置し、10ha 以上の農地の広がりが無く、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断されます。申出人は、市内の建設業を営む法人で、申出地に建設資材置場を整備する計画です。申出地は、第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。ただし、既に転用が行われており、始末書の提出が必要と思われれます。

次に 32 頁 10 番ですが、周辺図等は 42 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良平和アリーナの南西に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市内の農業を営む法人で、申出地に農業用倉庫を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に 11 番ですが、周辺図等は 43 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良平和アリーナの南西に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市内の肉用牛、子牛生産を営む方で、申出地に牛舎とチューブバックサイレージ置場を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に 12 番ですが、周辺図等は 44 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、吾平小学校の南西に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市外の養豚業を営む法人で、申出地に畜舎を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

以上、7 番から 12 番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告があった 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に45頁、議案第69号「農地の買受適格証明願いの承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第69号、45頁です。今回は、1件です。内容は記載のとおりです。以上です。
議長 ただいま、事務局より説明がありました。引き続き調査がなされていますので、45頁、1番を上野委員に、報告をお願いいたします。

上野 議席番号17番の上野です。去る11月14日に、記載の2名の委員と事務局で農地の買受者として、申請者が適格かどうかの調査を行いましたので報告いたします。今回は、落札後に農地として利用するため、農地法第3条申請と同等の調査を行いました。

45頁1番ですが、申請者は、市内在住の肉用牛、子牛生産を営んでいる方で、現在、競売に出されている農地を借りて飼料作付けしており、農地の取得ができた場合は、同じく飼料作付けするとのことでした。認定農業者でもあり、農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告があった1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に46頁、議案第70号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第70号、46頁、47頁です。47頁で説明します。今回は5件、畑9筆、5千844㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、46頁1番から3番を高田委員に、47頁、4番を郷原委員に5番を田村委員に報告をお願いします。

高田 推進委員の高田です。去る11月14日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告します。まず、46頁の1番ですが、申請地は、大隅縦貫道東原インターチェンジの北東に位置し、30年以上前に緑化樹栽培をしていた方が、その後肥培管理もされず、放置された結果、現状山林化しているとのことでした。現況からも大木等もあり、20年以上経過していると思われ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、浜田小学校跡地の北東に位置し、30年位前は、みかんの木を栽培していたとのことですが、そのころから、管理もできず耕作していないとのことでした。現地は、竹が繁茂し、その上にカンネンかずらが覆いかぶさるような状態でした。みかんの木も日が当たらなくなり、枯れたとのことでした。またこの農地は、3段位の段差のある開拓農地で、大きな樹木が奥の方に1本見えるだけで、大木らしい木も見受けられず、竹とかずらが一面覆い尽くしていました。竹やぶについては、荒廃農地等の調査でも、農地復元可能としており、調査委員としましては、農地への復元が可能と思われ、非

農地には該当しないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、吾平町鶴峰東地区ふれあいセンターの東に位置し、昭和年代から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

郷原 議席番号11番の郷原です。去る11月13日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので報告します。

47頁の4番ですが、申請地は、小野原公民館の北西に位置し、昭和年代から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

田村 推進委員の田村です。去る11月14日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告します。

47頁の5番ですが、申請地は、吉ヶ別府公民館の南西に位置し、昭和年代から農業用倉庫敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、説明、報告がありました46頁、2番が、竹やぶということで不許可との報告ですが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

再度、伺いますが不許可でよろしいですか。

「異議なし」

それでは、この案件については、不許可ということで処理します。

残りの4件についてですが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に48頁、議案第71号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第71号、48頁から79頁です。今回新たに、譲渡希望が63頁、184番から188番まで、次に、賃貸借希望が78頁、185番から193番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申し出農地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

63頁、土地の所有者からの譲渡希望の184番を新村委員と上穂木委員に、185番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、186番を畠井委員と西元委員に、187番を倉田委員と高田委員に、188番を田中委員と田村委員にお願いします。

次に78頁、賃貸借希望の185番を村山委員と本村委員に、186番を上野委員と有馬委員に187番から189番までを郷原委員と藏ヶ崎委員に、190番を福元副会長と入佐委員に、

191 番を泊委員と村場委員に、192 番を寺下委員と持増委員に、193 番を榎原委員と清水委員に、お願いします。

次に 80 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、80 頁から 82 頁です。82 頁で説明します。今回は 10 件、田 3 筆、1 千 985 m²、畑 11 筆、2 万 6 千 98 m²、計 14 筆、2 万 8 千 83 m²です。これらは全て、第 1 8 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、80 頁です。1 番、2 番は、借り手の変更。3 番は、贈与のため。4 番、5 番は、売買のため。

次に、81 頁、6 番は、贈与のため。7 番から 9 番までは、売買のため。

次に、82 頁、10 番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、80 頁から 82 頁まで 10 件の合意解約です。

令和元年度第 8 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

次 長 11 月に開催された輝北と吾平の農業まつりの農地相談コーナーの実績をご報告いたします。相談件数ですが、星のふるさと輝北まつり、吾平町農業まつりも、2 件ずつの相談でした。相談内容は、個人に貸しているが売りたいや貸したい、地籍調査が確定した農地の境界についてや無農薬で栽培しているお茶農家から周囲の農地に農薬を散布しないでくれとの苦情で隣の農地を借りているが、今後利用権設定が困難である相談内容でありました。まつり当日、担当となりました委員の皆様、会場に足を運んで頂きました委員の皆様、ありがとうございます。また、明日は、鹿屋市農業まつりが、9 時から 15 時 30 分まで霧島ヶ丘公園で、くしら黒土祭りが 9 時から 14 時 30 分まで申良平和公園で開催されますので、担当の委員の皆様は、よろしくをお願いします。

また、お手元に配布してあります、全国農業会議所から個人でされた方もいらっしゃると思いますが「農業委員会組織による「令和元年台風 19 号等災害義援金」募集について」ご協力をお願いいたしますとのことです。なお、個人による送金を基本としますので、事務局で取りまとめいたしませんので募金をされる方はよろしくをお願いいたします。

局 長 それでは、私の方から 2 点。まず、1 点目が、お手元に配布してあります新聞記事をご覧ください。大分県や奈良県において農業委員会に関する不祥事が発生したことを受け、鹿児島県農政部長より、農業委員等の更なる網紀肅正の徹底についての通知がありましたので、委員の皆様にも周知しておきます。2 点目は、先月の総会でもお願いをしておりました「利用権設定申出書の改善アンケート」ですが、入口のところに回収箱がありますので、提出をよろしくをお願いします。なお、本日、忘れた方は、回収箱の横にアンケート用紙の予備が準備してありますので、記入して提出後にお帰りください。また、運営委員会を 12 月 18 日、水曜日 10 時から市役所 4 階の 401 会議室で開催しますので、運営委員の方は、出席をお願いします

それでは、12 月の調査委員を申し上げます。

- ・12 月 12 日、木曜日、4 条 5 条の調査が、寺下委員、栗山委員でございます。
- ・12 月 12 日、木曜日、農振調査が、村山委員、谷口委員でございます。

- ・12月13日、金曜日、4条5条の調査が、有村委員、清水委員でございます。
- ・12月13日、金曜日、3条調査が、榎原委員、上穂木委員でございます。

12月の総会は、12月23日、月曜日の9時からとなりますので、よろしくお願ひします。

議 長 他にございませぬか。ないようですので、これをもって令和元年度第8回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」

(閉 会)